

議会報告会

と き 平成24年1月30日 (月)
午後6時30分～
ところ グリーンホテルミナト2階

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 開会あいさつ | 行政区の代表者
議員の代表者 |
| 2. 出席議員紹介 | |
| 3. 開催趣旨説明 | |
| 4. 議会報告 | |
| 5. 質疑応答 | |
| 6. 意見・提言等 | |
| 7. 閉会あいさつ | 議員の代表者 |

大町区・南会津町議会

本日の出席議員 A班

	議員氏名	出身地	所属委員会	各種委員等
1	むろい かきち 室井 嘉吉	田島川島	産業建設委員会 議会広報委員会	西部環境衛生組合議会
2	むろい みのる 室井 実	田島：後原	総務委員会	田島下郷町衛生組合議会 都市計画審議会
3	わたべ まさる 渡部 優	田島：古今	総務委員会 議会運営委員会	
4	たか の せい いち ○高野 精一	田島：中荒井	文教厚生委員会 議会運営委員会	田島下郷町衛生組合議会 民生委員推薦会
5	わた なべ ただ お 渡部 忠雄	南郷：蛇の宮	産業建設委員会	西部環境衛生組合議会
6	ゆ た ひで はる 湯田 秀春	田島：下塩江	文教厚生委員会	広域市町村圏組合議会

報告会の開催趣旨

「地方のことは地方で」という地方分権が進む今、より効率的な行財政運営が求められています。このような中、住民に信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、行政と町民との連携がますます重要になってきます。また、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。

さらに、我々地方議会の役割は、これまでの審議機能や監視機能の一層の充実に加えて、対案の提出も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

一方、広大な地域を有する我が町では、4地域の伝統や文化を大事にし、地域の特性を最大限活用した均衡ある発展と住民相互の融和を図り、「あなたがいてくれてありがとう」「本当に住んで良かった」といわれるまちづくりを目指すには、いかに町民の声を町政に反映していくか。その活動いかんによっては、議会の存在価値が問われることとなります。

本町議会では、平成22年第3回定例会において、町民とともに歩む闊達な議会を目指し「南会津町議会基本条例」を制定しました。町民の代表機関として、議会・委員会活動の状況や町政の情報などを地域の方々に報告・説明し、議会活動と町政に対するご意見などを聴く機会として議会報告会を開催しています。

I. 議会の報告 [23年12月議会定例会]

1. 主な審議議案

議案第92号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に基づき、職員給与について所要の改正をするものです。

- ・職員の給与について、月の途中で病気退職した際の給料を日割りで支給するための改正
- ・50歳代に重点を置いた給料表の引き下げ
(行政職給料表の改定率…平均△0.23%)
- ・給与構造改革の経過措置による給料月額引き下げ率について、現行の100分の99.42から100分の98.93へ改正

議案第93号 南会津町立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

建設中の南会津町立学校給食センターを条例に規定し、合わせて伊南学校給食センターの位置標記を一部修正する。

議案第94号 南会津町立保養所条例の一部を改正する条例

議案第95号 南会津町老人福祉センター条例の一部を改正する条例

それぞれの条例に規定されている伊南地域の赤岩荘と館岩地域のことぶき荘について、類似施設であることから料金の統一を図るため所要の改正をする。

〈主な改正内容〉

- ・町民と町民以外の料金差を設定。
- ・高齢者は、大人料金の4分の3。子人は大人料金の2分の1。
- ・年間券は1回券の75回分。

議案第96号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例

議案第97号 南会津町小豆温泉窓明の湯条例の一部を改正する条例

議案第98号 南会津町さゆり会館条例の一部を改正する条例

それぞれの条例に規定されている、南郷交流促進センター・物産館「きらら289」、小豆温泉窓明の湯、さゆり会館は類似施設であることから、料金の統一を図るため所要の改正をする。

〈主な改正内容〉

- ・観光的要素を持つ施設であるため、町内町外の料金差は設けない。
- ・高齢者は、大人料金の4分の3。子人は大人料金の2分の1。
- ・年間券は1回券の75回分。
- ・スキーシーズンの誘客を図るため、シーズン券を設定し、料金は年間券の12分の4

議案第99号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第100号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

合併後における水道料金の地域間格差を解消し、公平な料金体系にするため、所要の改正を行うものです。

議案第101号 物品購入契約について

学校給食センター給食配送車購入

議案第102号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第9号）

議案第103号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第104号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第105号 平成23年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第106号 平成23年度南会津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

議案第107号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第108号 平成23年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）

[委員会提出議案]

議案第6号 南会津町議会基本条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、地方分権改革推進計画に基づく地方公共団体に対する義務付けが撤廃され、地方自治法第2条第4項に規定する市町村基本構想策定義務が削除されたことに伴い、今後の町総合振興計画の策定にあたっては、地方自治法第96条第2項の規定により、議決事件としての追加をするため所要の改正をするものです。

議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の報酬・期末手当の支給関係規定に係る条文の整備が必要となったことから、町長等の給与等の支給に関する関係規定などとの整合性を図るとともに、適正な議員報酬等の支給を図るため、所要の改正を行うものです。

会津縦貫南道路の早期整備促進に関する決議

会津縦貫南道路（会津若松～南会津）の早期整備促進に関し決議した。

2. 請願・陳情について

◎請願・陳情の方法

請願・陳情を出すには、次の例により必要事項を記入し、事前に議会事務局に連絡の上、提出してください。

紹介議員は、請願について1名以上必要です。

陳情は、紹介議員は必要ありませんが、南会津町民に限ります。

	平成	年	月	日
南会津町議会議長 あて				
	請願者（陳情者）の			
	住 所			
	氏 名		印	
	紹介議員			
	氏 名		印	
	○○○○○○○○○○に関する請願（陳情）			
1. 請願（陳情）の趣旨				

3. 要望事項・地域事業等の現状について

4. 意見・提言等について